

第5章 地域情報化関連施策の動向

1. 地上デジタル放送の推進

地上デジタル放送への完全移行に向け、放送事業者や地方公共団体、関係団体等と連携を図りながら、デジタル中継局の計画的整備や受信者支援策の充実、共同受信施設のデジタル化対応など、様々な施策を推進している。

東北管内における地上デジタルテレビジョン放送は、平成17年12月に日本放送協会と宮城県及び山形県の民間放送事業者が親局からの放送を開始している。その後、各県の民間放送事業者も親局からの放送を開始し、平成18年10月1日に管内全ての放送事業者が親局からの放送を開始した。地上デジタル放送への移行は、平成23年7月に青森県、秋田県及び山形県が、平成24年3月には岩手県、宮城県及び福島県が移行を完了した。

地上デジタルテレビジョン放送の視聴エリア拡大を図る中継局は、平成18年7月以降各県において置局が進められ、東北管内の地上デジタルテレビジョン放送局は平成25年度末までに親局・中継局合せて307ヶ所 1,728局が整備されている。

(1)地上デジタルテレビジョン放送

地上放送のデジタル化推進状況

平成26年3月末現在

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北
局所数	46	61	46	53	32	69	307
局数	230	366	276	261	181	414	1,728

(局所数・局数には親局を含む)

(2)総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)

総務省テレビ受信者支援センターは、テレビ受信者の皆様が円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、地上デジタル放送に関する受信相談対応や支援、受信状況の調査等、地域に密着した受信者支援を行う役割を担っている。

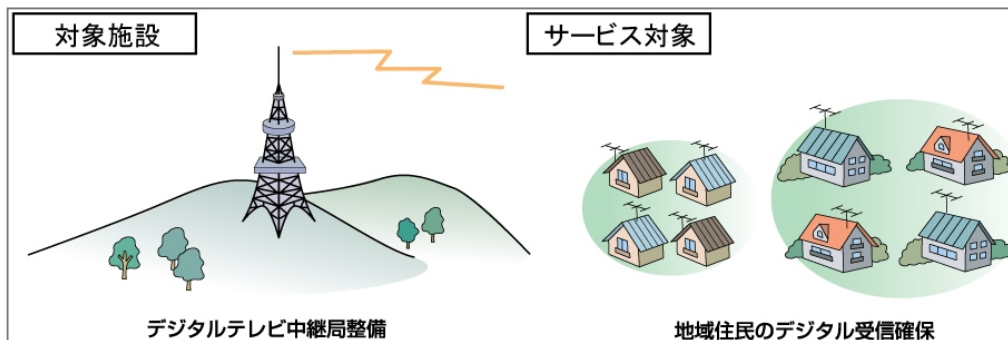


注:長崎は、平成26年3月31日で閉所。

(3)デジタルテレビ中継局整備事業(無線システム普及支援事業)

「新たな難視(使用する電波の特性の違い等により、アナログ放送は受信可能であったがデジタル放送が良好に受信できない状況)」解消を目的とするデジタル中継局の整備及び置局格差を解消するためのデジタル中継局の整備を行う者に対して、その整備費用の一部を補助するものである。

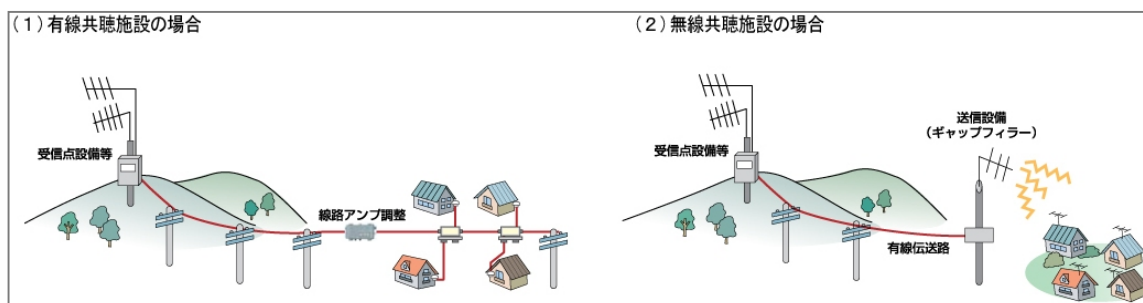
東北管内では、平成25年度に2事業が実施されている。



(4)山間部等における共聴施設整備事業(無線システム普及支援事業)

地上デジタルテレビ放送への完全移行を確実に達成するため、山間部等において地上デジタルテレビ放送を受信するために共聴施設を整備する者に対して、その整備費用の一部を補助するものである。

東北管内では、平成25年度に199事業が実施されている。



(5)デジタル難視対策の推進

地上デジタル放送への移行を確実に達成するため、上記(3)、(4)のほか新たな難視対策事業、デジタル混信対策事業などによりデジタル難視対策を進めている。平成26年6月末現在の要対策世帯数は下表のとおりで、平成26年度内には対策が完了する予定である。

デジタル難視対策一要対策世帯数 (平成26年6月末現在)

	合計 (世帯)	内訳		
		新たな難視等	デジタル化改修共聴*1	デジタル混信*2
全 国	6,652	5,993	430	229
東 北	※1,302	1,228	38	36

※原子力災害対策特別措置法に基づく東日本大震災に伴う避難指示等を受けた区域は含まず。

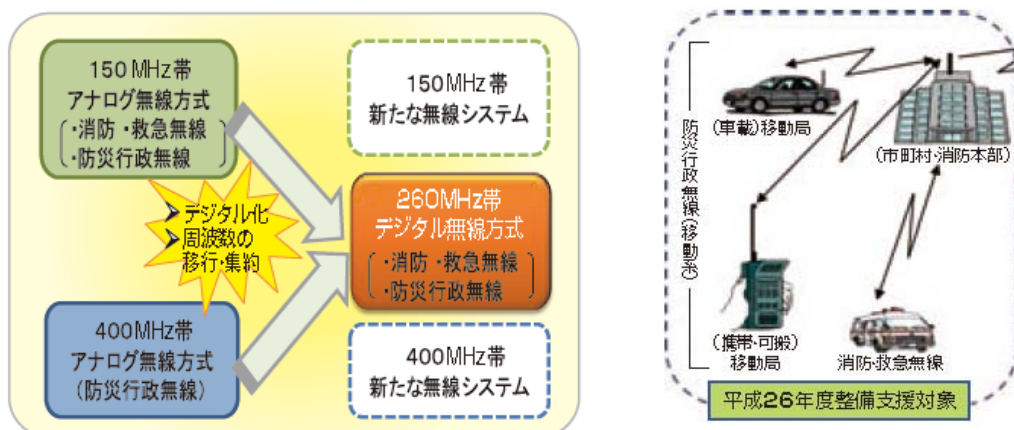
- *1:「デジタル化改修共聴」: 自主共聴のデジタル化において、アナログ放送終了前にデジタル化対応ができなかったもの。
- *2:「デジタル混信」: 他の電波からの混信を受けるため、デジタル放送を良好に受信できないもの。

2. 地域情報通信基盤の整備促進

(1)無線システム普及支援事業

ア、周波数有効利用促進事業

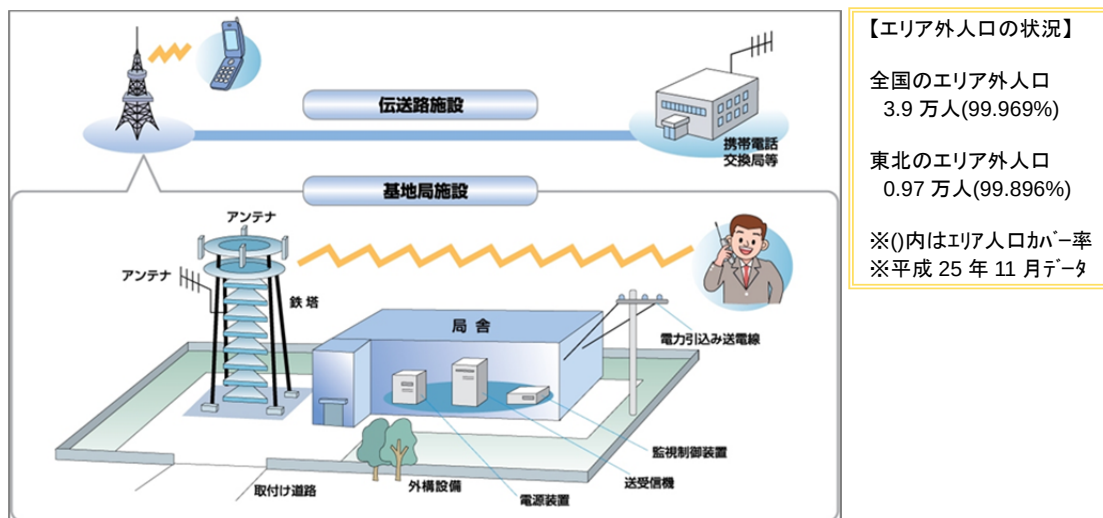
東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る経費の一部を補助する。



イ、携帯電話等エリア整備事業

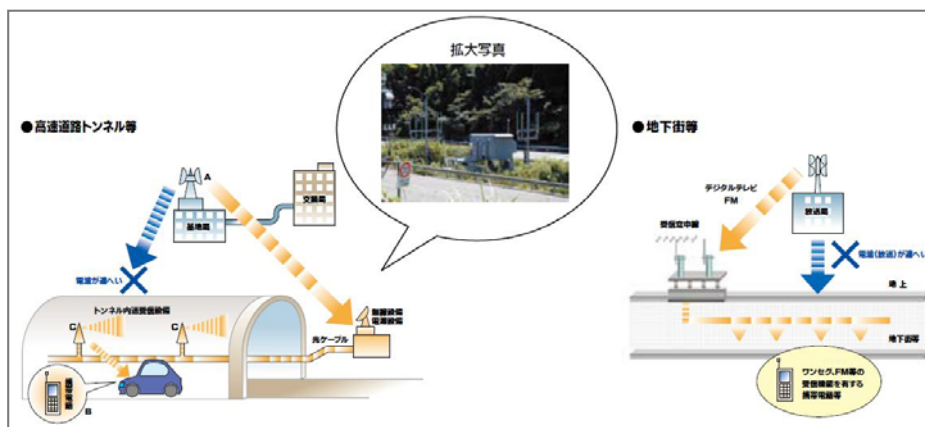
携帯電話は、国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域がある。このような地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、市町村が携帯電話基地局を整備する場合や、公益法人が基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、その設置経費の一部を補助するものである。

なお、従前の情報通信格差是正事業費による移動通信用鉄塔施設整備事業については、平成20年度から本制度により支援することとなったものである。



ウ、電波遮へい対策事業

高速道路等のトンネルや駅地下構内といった人工的な建築物により、電波が遮へいされるエリアにおいて、移動通信用中継施設を設置して携帯電話等が利用できるようにする事業であり、施設の整備を行う公益法人に対して設置費用の一部を補助するものである。

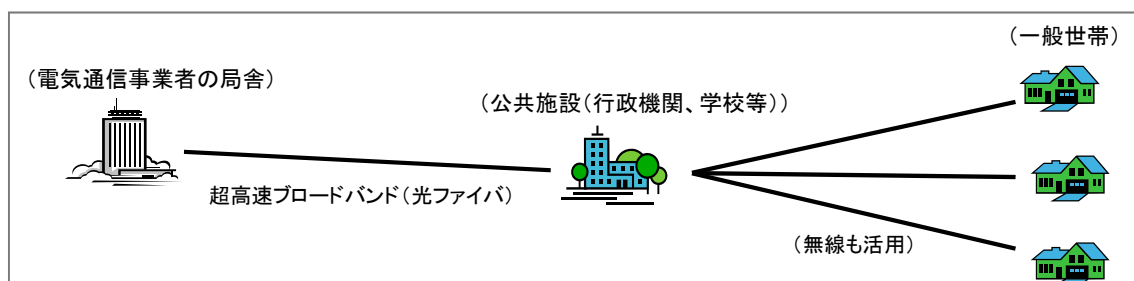


(2) 情報通信利用環境整備推進交付金

超高速ブロードバンドの利活用を促進するため、電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法に基づき総務大臣の認定を受けた事業を実施する地方公共団体等に対し、行政・教育・医療等の公共アプリケーションによる利活用と一体となった超高速ブロードバンドインフラ整備に関し、事業費の一部を支援する。事業の計画年数は、平成23年度から5年間の計画としている。

【交付対象及び交付率】

- ・対象地域(実施主体): 超高速ブロードバンド未整備地域であって、当該地域に過疎・離島等の条件不利地域を含む地方公共団体等
- ・対象設備: 光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置、無線アクセス装置(BWA、無線LAN)等(これらに附帯する施設含む)
- ・交付率 : 1/3(離島については2/3(平成25年度から))



(3)データセンター地域分散化促進税制

喫緊の課題である首都直下地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、東京圏に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化し、あわせて地方における設備投資の機会を増やすこと等を目的として、東京圏以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得し、バックアップ事業を行う事業者に対し、法人税の特例措置を適用する。

ア 措置内容

法人税： 取得価額の15%の特別償却

イ 対象者

電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)の規定に基づき、対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

ウ 対象設備

- 認定計画(*)に従って取得した電気通信設備

(*)基盤法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画

- 具体的には、①バックアップ用途で利用されるサーバー、②ルーター、③スイッチ、④無停電 電源装置(UPS)、⑤非常用発電機

注： ②～⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る。

エ 適用の要件

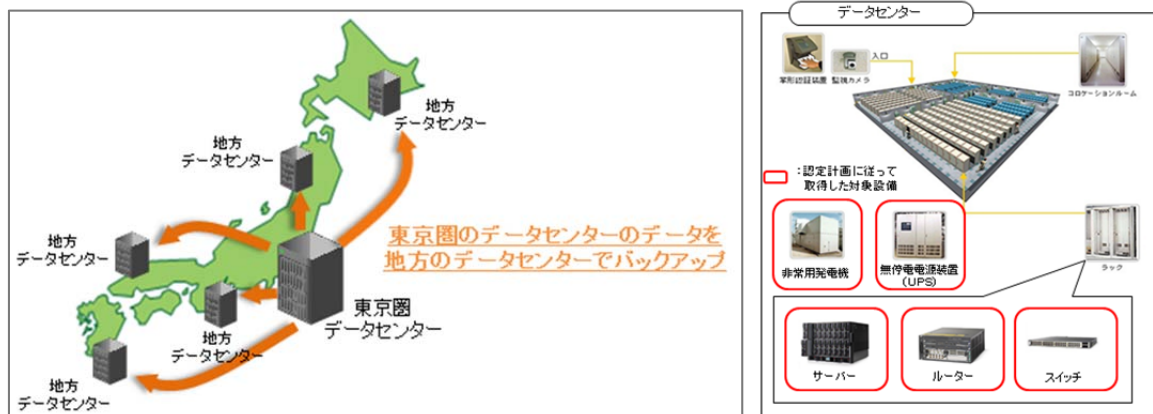
- 東京圏以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること
- 対象設備を用いて、東京圏におけるデータセンターのバックアップを行うこと
- 東京圏と東京圏以外の双方にデータセンターを持つ事業者は、ア)及びイ)を満たすこと

ア) 対象設備の取得合計額が5億円以上

イ) データセンター事業の用に供する減価償却資産(建物、空調、サーバー等)の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が20%以上

注： ア)及びイ)は事業年度毎及びデータセンター毎に計算する。

オ 適用期間 平成25年度～平成26年度

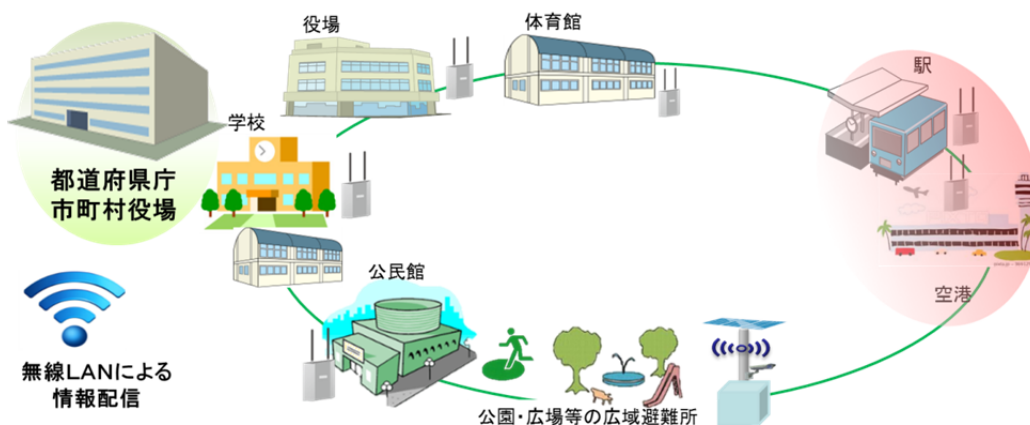


3. ICTを活用した地域活性化

(1)地域公共ネットワーク等強じん化事業(平成24、25年度補正予算)

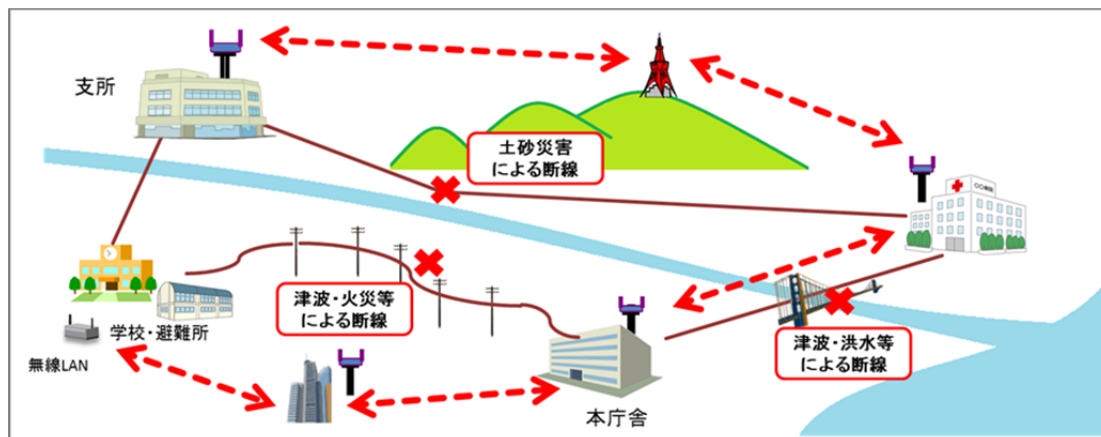
ア、防災情報ステーション等整備事業

住民が地方公共団体から災害関連情報を確実に入手できるような情報通信環境を構築するために、避難所等に、耐災害性の高い公衆無線LAN環境(防災情報ステーションを含む)の整備等を行う地方公共団体及び三セクに対し、その事業費の一部を補助する。



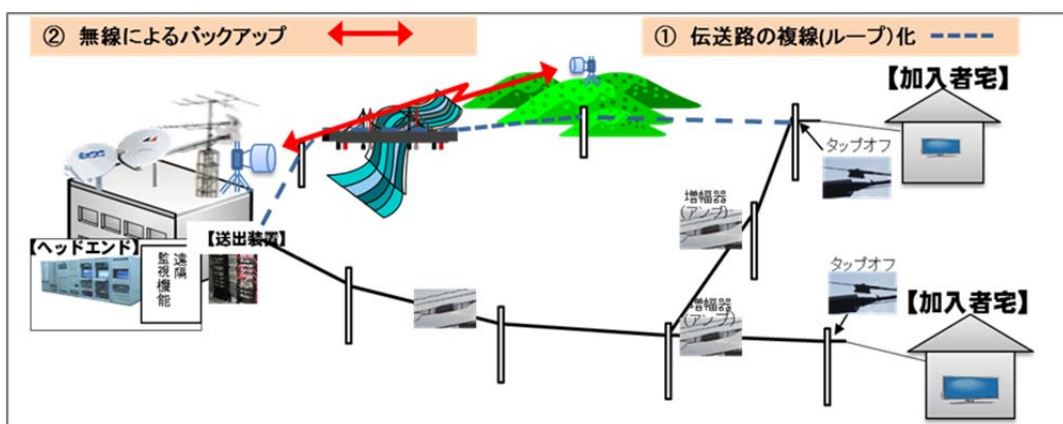
イ、地域公共ネットワーク整備事業

地域公共団体等が所有し、指定避難場所等を含む災害時に重要な拠点となる地域の主な公共機関等をつなぐ通信ネットワークについて、切断が想定される箇所の一部無線による多重化や有線回路の整備を行う事業に対し、その費用の一部を補助する。



ウ、地域ケーブルネットワーク整備事業

災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる地方公共団体、第三セクターのケーブルテレビが所有する放送・通信ネットワークについて、有線網切断が想定される箇所の一部無線化・複線化・ループ化や監視制御機能の強化を行う事業に対し、その費用の一部を補助する。

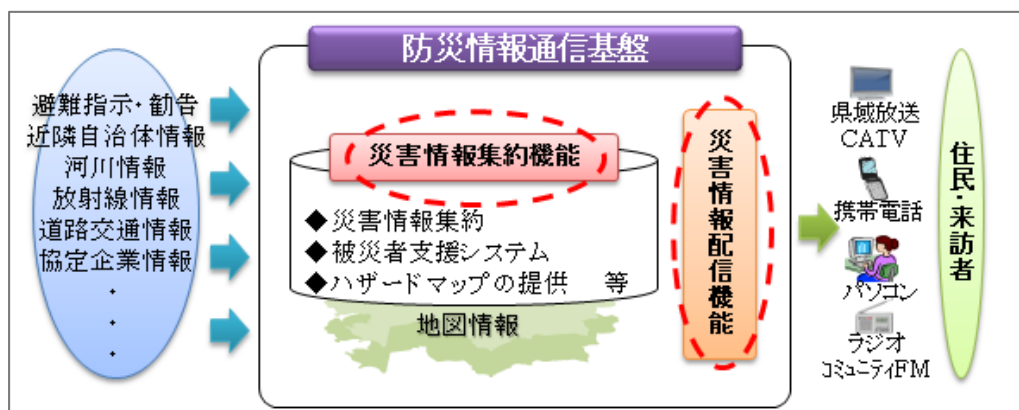


エ、電気通信ネットワーク整備事業

電気通信事業者(災害対策基本法又は国民保護法の指定公共機関に限る)が所有するネットワークについて、その強じん化を行う事業に対し、その費用の一部を補助する。

(2)防災情報通信基盤整備事業(平成24年度補正予算)

全ての国民が災害関連情報を確実に入手できるよう、地方公共団体から住民等への確実な情報伝達体制を構築するため、各種災害関連情報を地図情報等により集約・共有し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて一括して提供するシステムを整備する場合に、その費用の一部を補助する。東北管内では1事業(秋田県)が実施済である。



(3)ICT街づくり推進事業(平成24年度予算～)

ICTを活用した新たな街づくりの成功モデルの構築や国内外への普及展開を図るため、平成24年度より、地方公共団体や民間企業等に対する委託事業として、これまでに全国27件の実証プロジェクトを実施してきている。今後は、平成25年1月より開催している「ICT街づくり推進会議」における今後の普及展開方策に関する議論を踏まえつつ、これまでの実証プロジェクトの成果の成功モデル化や共通基盤(プラットフォーム)の実現に向けた取組を推進して行く。



(4)フューチャースクール推進事業(平成23年度～25年度)

教育分野におけるICTの効果的な利活用を促進するため、情報通信技術面を中心とした検証を行い、有効性を検証するとともに、教育分野の情報化のためのガイドライン(手引書)をとりまとめ、教育現場の実態に即したICTによる教育改革(協働教育システムの実現)を推進するものである。

管内では、山形県寒河江市立高松小学校、福島県新地町立尚英中学校が実証校に選定され検証が行われた。



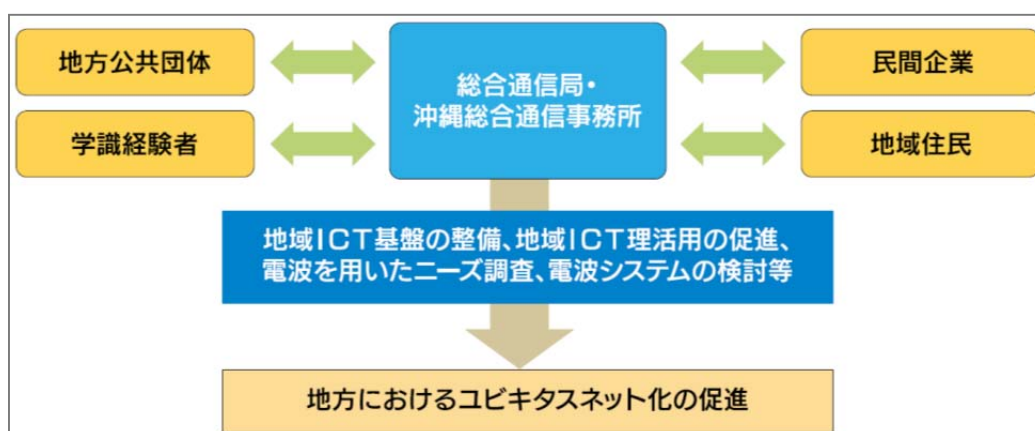
フューチャースクール推進事業の様相

4. 地域情報化コーディネート

(1)地域情報化の推進方策に関する調査研究

ICTの利活用による地域社会の活性化や地域諸課題の解決を促進するため、総合通信局の職員が、各地域に赴き、先進的なICT利活用を中心とする優良事例や国の関連施策の周知・啓発、広域連携をはじめとしたICT導入に係る相談・アドバイス等の実施により、地域におけるきめ細やかなICTの効果的・効率的な利活用を促進するものである。

東北管内では、平成19年度に岩手県葛巻町、平成20年度に青森県佐井村、平成21年度に山形県大江町、平成22年度は秋田県大館市で調査研究を実施してきている。

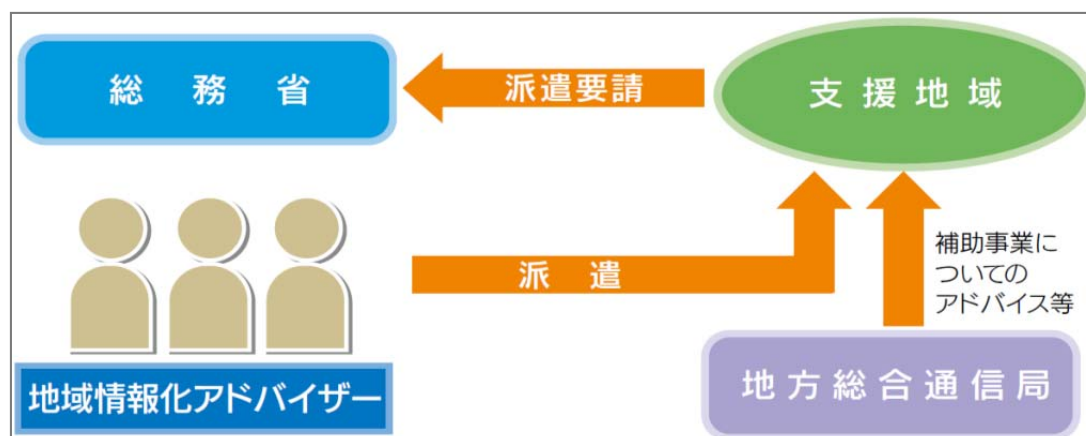


(2)地域情報化アドバイザー派遣制度

地域の要請に基づき、総務省から「地域情報化アドバイザー」を地域に派遣し、支援地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から総合的にサポートする制度である。

地域情報化アドバイザーの派遣を受けた地域では、一次産業・地場産業の振興、安心・安全な社会の構築など、地域の自立・活性化に向けたICTの利活用による成功モデルの構築を推進する。また、そこで得られた知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図る。

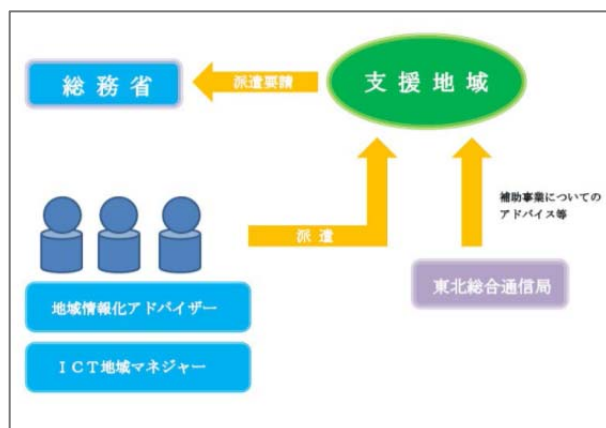
平成25年度に東北管内で活用した自治体等は22団体。



(3)ICT地域マネージャー派遣制度

「ICT地域マネージャー」派遣制度は、ICTを活用した取組みを検討する地方公共団体等に対し、ICTの知見、ノウハウ等を有する「ICT地域マネージャー」を派遣し、地域におけるICT利活用に関する助言、提言、情報提供等を行うことにより、地域におけるICTを活用した取組みの中核を担える人材を育成することを目的とする制度である。

平成25年度は東北管内で活用した自治体は4自治体（青森県、山形県、会津若松市、西会津町）。



5. 人材の育成

地域情報化人材育成セミナー

地域情報化の核となる人材の育成を目的に、平成7年度から自治体職員を対象として「地域情報化人材育成セミナー」を管内各県及び東北情報通信懇談会（会長：東北六県商工会議所連合会会長）と共催している。平成25年度は、7月に青森市、9月に山形市で実施。

6. 各種会議等の開催

(1)地域情報化推進会議

平成13年度から自治体の情報化推進担当者を対象として、総務省の情報化施策及び各県の情報化事業等の周知・説明を行うとともに、ICT利活用の先進事例を紹介するなどして地域課題の解決のための意見交換等を行っている。

(2)地域情報化所管省庁合同説明会

自治体の情報化担当職員及び情報関係企業を対象として、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の各省庁で推進する地域情報化関連施策の説明会を毎年仙台市において開催している。平成25年度で17回目の開催となった。

(3)地域ICT利活用普及促進セミナー

ICTの利活用により地域の課題解決に取り組んでいる自治体の事例を紹介し、他の地域でのICT利活用の普及、促進を図る目的で平成23年度から実施している。平成23年度は、秋田市、平成24、25年度は仙台市において開催した。

(4)東北地域づくり連絡会議

東北管内の国の出先機関(東北総合通信局、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局及び東北運輸局)が連携し、地域づくりのための取り組みの検討を行っている。本連絡会は平成9年3月に設置され、毎年各機関が幹事局となり様々な取組みを展開している。

第6章 東北地域における産学連携・支援

1. 研究開発

(1) 総務省の研究開発支援業務

ア、「戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)」の推進

戦略的情報通信研究開発推進事業は、情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的資金(※)として平成14年度からスタートした。総務省が定めた戦略的な重点研究開発目標を実現するために、ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上、世界をリードする知的財産の創出などを目的として、独創性や新規性に富む課題の研究開発を広く研究機関等に公募し、研究開発を委託している。

また、戦略的情報通信研究開発推進事業のプログラムの一つとして、ICTの利活用により地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等に所属する研究者が提案する研究開発課題に対して、研究開発を委託する「地域ICT振興型研究開発」がある。

東北管内における最近の提案及び採択状況は下表のとおりであり、平成25年度には12件の研究開発課題が採択されている。

※競争的資金：研究資金の配分機関が広く研究開発課題を募り、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)の提案及び採択状況

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提案数	東北	38	54	58	45	36	36	40	29	18	14	30
	全国	348	375	405	341	274	300	294	249	252	214	365
採択数	東北	6	7	6	4	9	7	9	4	6	3	12
	全国	46	47	43	43	50	54	54	52	51	68	115

プログラム別採択状況(東北)

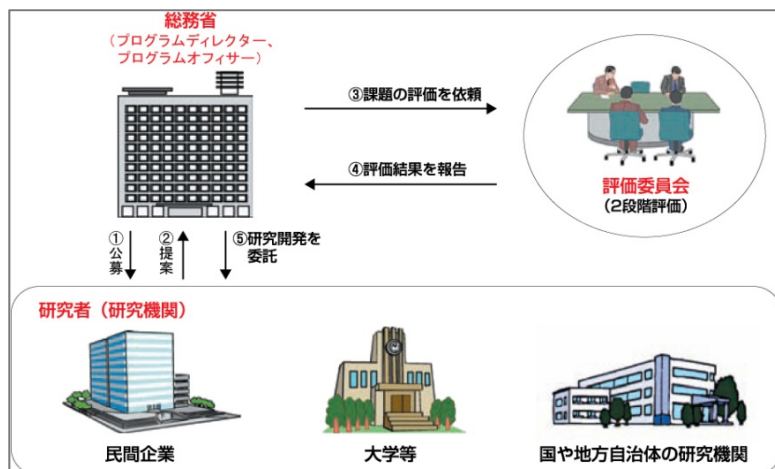
プログラム名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
特定領域重点型研究開発	3	2	2	3
研究主体育成型研究開発	3	3	4	0
地域情報通信技術振興型研究開発	—	1	1	1
国際技術獲得型研究開発	0	1	0	0

※平成19年度からプログラム変更

プログラム名※	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ICTイノベーション創出型研究開発	1	1	2	0	2	1	4
ICTイノベーション促進型研究開発	1	0	0	0	—	—	—
若手ICT研究者育成型研究開発	3	2	3	1	2	0	1
地域ICT振興型研究開発	3	4	4	3	2	2	2
国際競争力強化型研究開発	1	0	0	0	—	—	—
電波有効利用促進型 (先進的電波有効利用型)							5
電波有効利用促進型 (若手ワイヤレス研究者等育成型)							0

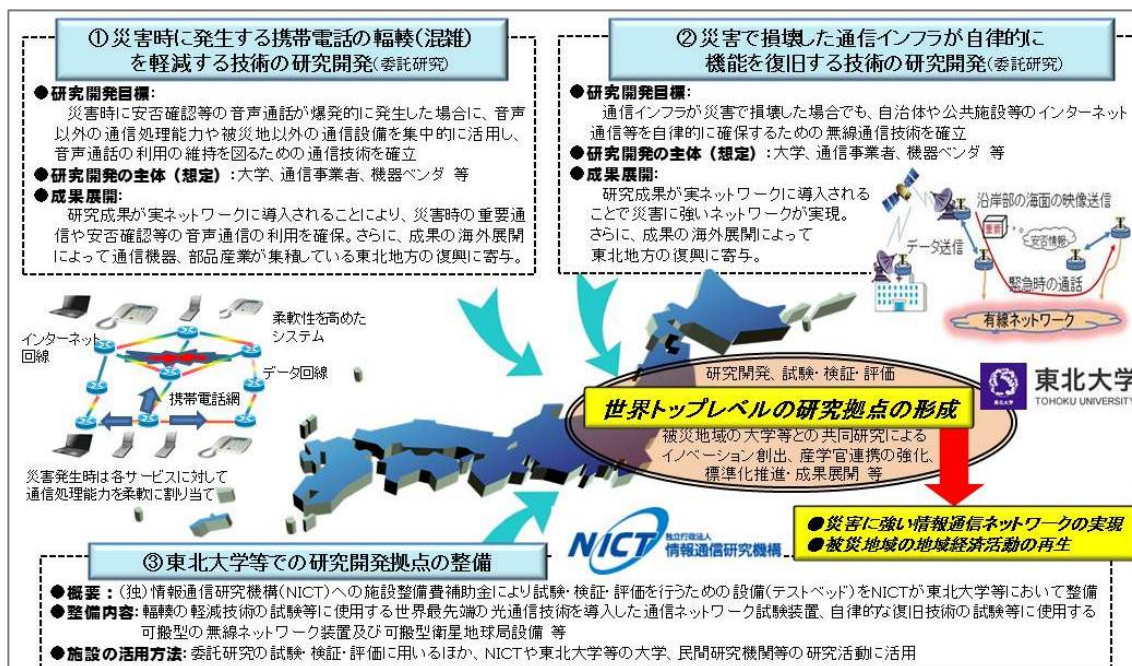
※平成25年度からプログラム 変更(電波利用料財源2課題)

戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)の概要



イ、情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発

東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するため、①災害時における携帯電話の輻輳(混雑)を軽減するための通信技術、②災害により損壊した通信インフラが自律的に機能を復旧して公共施設等をつなぐための無線通信技術の研究開発・実証を行うとともに、③これらの研究開発等のための研究開発拠点を東北大学等に整備した。

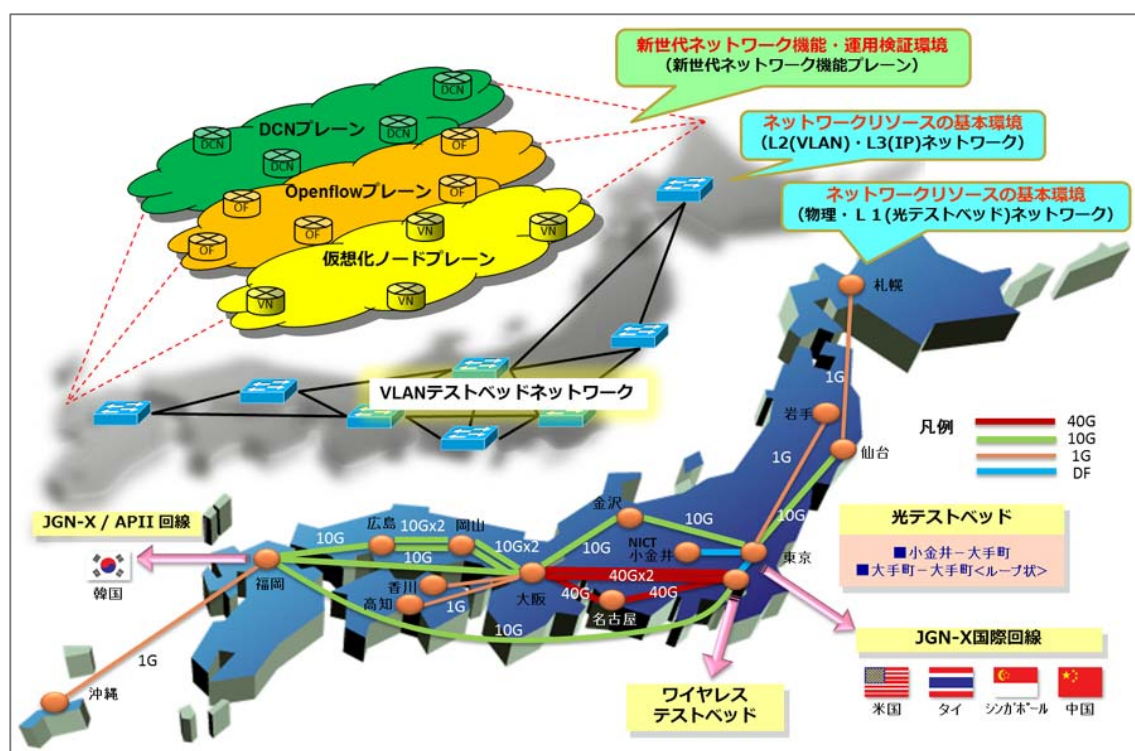


(2)独立行政法人 情報通信研究機構(NICT)が行う研究開発(直轄事業)

総務省の所管法人である独立行政法人情報通信研究機構(NICT)は、自ら研究開発施設を整備し、産学連携による先端的な研究開発を実施するため、研究テーマ毎に研究者を結集し基礎研究から応用研究への橋渡しを図る「リサーチセンタープロジェクト」を実施している。

JGN-Xを利用した研究開発促進と利活用推進

独立行政法人情報通信研究機構(NICT)が新世代ネットワーク技術(光パス・パケット技術、仮想化ネットワーク技術、ネットワーク統合運用基盤技術等)の実現とその展開のため整備する「新世代通信網テストベッド(JGN-X)」を活用し、新しいアプリケーションのタイムリーな開発を促進する等、地域の大学、研究機関のICT研究開発を支援している。



(3)独立行政法人 情報通信研究機構(NICT)が行う研究支援

ア、助成金による研究開発

通信・放送分野の新規事業創出を図るため、独創的・先進的な技術開発を行う企業等に対し、研究開発資金の一部を助成している。平成25年度、東北地域においては「チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金」について、1件が採択された。

イ、委託研究による研究開発

民間基盤技術研究促進制度は、これまでの情報通信分野における研究成果である基礎的な要素技術を組み合わせ、より高度なシステム開発のための研究テーマを企業等に対し募集し、研究を委託するものであり、一般型と地域中小企業・ベンチャー重点支援型の2つの制度で構成された。

地域中小企業・ベンチャー重点支援型については、独立行政法人情報通信研究機構が全国の5大学と連携して行い、中小企業等が行う基盤技術研究への有償による研究開発施設の提供、並びに事業化に向けた指導等の支援が受けられ、東北地域では、平成21年度まで東北大学が申請支援を行った。

2. 東北地域におけるコンテンツ流通の促進

(1) セミナー等の開催

東北地域で取り組まれている「仙台クリエイティブ・クラスター・コンソーシアム」などの活動を通じ、東北地域におけるコンテンツ流通産業の促進策のノウハウを蓄積し、セミナー等の開催によりコンテンツ流通産業の振興及び人材育成を支援している。

平成25年度は、山形市において「デジタルコンテンツセミナー2014」を実施した。



「デジタルコンテンツセミナー」の様相(山形)

(2) 放送コンテンツ製作取引の適正化

総務省では、平成21年2月、放送コンテンツ製作における製作社の役割の重要性の増大等により、放送コンテンツの製作の取引の適正化の要請が高まっていることを踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定・公表(平成26年3月に改定第3版)した。平成23年度以降、ガイドライン策定後の番組制作環境の実態を把握するため、放送事業者及び番組制作会社に対してヒアリング調査を実施している。

東北総合通信局では、関係者へのガイドラインの周知徹底を図ることで、放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図っている。

(3)国際共同製作による地域コンテンツの海外展開

総務省では、「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」により、地域の放送局や番組制作会社等が、海外の放送局と映像コンテンツを共同製作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、コンテンツの海外展開の取組を促進している。



第7章 電子政府の推進と行政サービスの向上

1. 行政相談、電気通信サービスに関する消費者支援の充実

(1)総合通信相談所

情報通信全般に関する要望、意見、問い合わせの窓口として平成3年から総合通信相談所を設置し、当該要望等に関する情報を関係各部各課に流通させることにより、所掌事務の改善を図りながら行政サービスの向上を図ることとしている。

平成25年度における要望・相談等の件数は942件（前年度比480件減）であり、分野区分では、電気通信サービス関係が216件、放送受信障害関係が130件、地上デジタル放送関係が202件、混信申告が200件、電磁環境関係が74件、一般行政関係が120件となっている。

情報通信サービスや関連市場が多様化、複雑化する中で、消費者が情報通信サービスを安全・安心に利用できる環境を確保するためにも、行政相談、消費者対応の充実を図っていくことが重要であり、消費者トラブルの未然防止対策として、ホームページでの周知や関係者に対してのメールでの情報提供等の充実を図っていくこととしている。

(2)電気通信サービスに関する消費者支援の充実

消費者ニーズに応じた多種多様な電気通信サービスが普及している反面、電気通信サービスを利用したウィルス、迷惑メール、掲示板での誹謗中傷、架空・不当料金請求など様々なトラブルも発生していることから、電気通信サービスに関する消費者トラブルの円滑な解決の促進と、消費者視点を反映した行政運営の推進を図るため、消費生活センターと苦情・相談等の新たな事例の蓄積・分析や情報の共有を図るとともに、「電気通信消費者支援連絡会」を開催して消費生活センター、電気通信事業者等の関係機関の間で情報交換・意見交換を実施している。平成25年度は、7月及び2月に仙台市において開催した。

ア、電気通信サービス苦情・相談電話の設置

平成16年9月から電気通信サービスに関する苦情・相談電話（022-221-0632）を設置し、消費者が固定電話、携帯電話、PHSの電話会社及びインターネット接続プロバイダーが提供する電気通信サービスに関する契約時の説明、電気通信事業者としての苦情対応について、電話による相談対応を実施している。

相談件数は、平成16年度をピークに減少傾向にあるが（平成25年度216件）、サービスではインターネットと携帯電話・PHS、相談内容では、サービス品質と利用停止・契約に関するものが多く寄せられた。

イ、トラブル回避のための周知・啓発活動

電気通信サービスに関するトラブルを未然に防止するため、東北総合通信局ホームページに「電気通信サービス消費者情報コーナー」を開設し、一般消費者向けの情報提供を実施するとともに、「電気通信サービスQ&A」パンフレットを作成し、東北管内の各県及び市町村の消費生活相談窓口等に配布している。



ウ、安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

スマートフォン等が青少年にも急速に普及してきており、その利用におけるリスクについて認識や対応能力を向上させることが必要となっていることから、「東北青少年安心ネット利用環境づくり連絡会」を活用して関係機関(自治体(教育委員会等)、PTA連合会、インターネット防犯連絡協議会、電気通信事業者等)と連携を図りながら、青少年のインターネットリテラシーの向上のための周知啓発活動等、インターネット利用環境の整備を推進している。

平成25年度は、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環として、各県警本部や安心協等と連携し、3月29日、30日の宮城県を皮切りに、福島県、青森県、岩手県、山形県、秋田県の各県庁所在地において、街頭キャンペーンを開催した。



宮城会場での街頭キャンペーンの様様

(3)電気通信サービスの安全利用の啓発(e-ネットキャラバン)

携帯電話やインターネット等を悪用した犯罪やトラブルに子どもたちが巻き込まれる事件が社会問題となっている。このため、総務省では、平成18年度から文部科学省や電気通信事業者6団体と協力し、子どもたちを見守る立場の保護者や教職員を対象に、携帯電話・インターネットの安心・安全な利用方法についてのe-ネット安心講座(e-ネットキャラバン)を実施している。

平成25年度は、東北管内で221講座が開催され、約33,000名の方が受講している。

e-ネットキャラバン公式ウェブサイト
<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>



e-ネットキャラバン開催模様(仙台市内)

(4)受信障害対策

近年の電波利用の拡大、パソコンや受信ブースター等各種電子機器からの電氣的雑音、更には不法無線局から発射される電波等によって、放送波の受信に影響を与えている事例がある。また、都市部での高層建築物によるテレビ電波の遮断や反射による受信障害も問題となっている。こうした受信障害の解消のため、苦情や申告窓口として受信障害対策官を設置する等、電波監視・調査部門や東北受信環境クリーン協議会等と連携を図りながら受信環境保護に努めている。



平成 25 年度第 46 回「受信環境クリーン図案コンクール」
中央協議会 奨励賞 受賞作品

平成25年度に寄せられた申告件数は130件であり、障害原因の約3分の1が自己受信設備不良(41件)によるものである。また、東北受信環境クリーン協議会(東北管内の放送事業者、無線局免許人、自治体、家電販売店などで構成され、平成25年度末現在で154団体が加盟)と連携して電波障害の防止に関する広報活動を実施している。

毎年10月の「受信環境クリーン月間」では、受信環境クリーン中央協議会が主催する「受信環境クリーン図案コンクール」等を実施している。

2. 情報公開・閲覧窓口及び個人情報の対応

行政機関の所有する情報の公開に関する法律が平成13年4月に施行されたことに伴い、従来からの文書閲覧窓口制度と併せ、情報公開窓口を設置し一層の充実を図っている。文書閲覧窓口制度では、国民生活に役立ち一般公開に適する文書、法令等の規定に基づくものを目録に搭載しており、情報公開閲覧窓口において閲覧が可能となっている。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成17年4月に施行されたことに伴い、個人情報開示請求窓口を設置している。個人情報保護制度は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするもので、制度の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に努めている。

3. 電子政府の推進

(1)無線局に係る電子申請の利用促進

IT戦略本部では平成18年3月、各省庁に「オンライン利用促進のための行動計画」の策定指示を行い、さらに、平成20年9月に「オンライン利用拡大行動計画」が策定され、これらの行動計画に基づき無線局の電子申請を促進している。また、平成23年8月には、「新たなオンライン利用に関する計画」に基づいた業務プロセス改革計画が策定され、平成25年度に70%を達成すべく取り組んできたところである。

東北管内における全無線局の電子申請率の推移(%)

	平成 年度	20	21	22	23	24	25
目標値	オンライン利用行動計画	27	37	50	60	65	70
	アクションプラン(H21)		45	60	70	75	80
	業務プロセス改革計画						70
	東北総合通信局			60	70	65	70
実績値	東北総合通信局	33.9	36.9	57.4	51.5	62.0	64.4

(2)総合無線局監理システム(PARTNER)

総合無線局監理システムは、無線局に関する各種のデータベースを構築・活用して、無線局申請書等処理、電波利用料徴収及び周波数管理等の無線局監理事務を迅速かつ効率的に実施支援するためのシステムである。

平成5年度から電波利用料を財源として構築を進め、平成8年4月から運用を開始し、平成15年3月からは電子申請にも対応し、平成17年5月9日に設備更新を行っている。

また、平成23年1月には、総務省LAN端末との統合(シンクライアント化)が図られた。

(3)行政情報

東北総合通信局では、無線局許認可業務の電子化とは別に、行政情報や行政手続きについて、広く一般国民に提供するため、平成9年度からインターネットホームページ(<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>)を開設し、平成14年8月からは「東北総合通信局メールニュース」として希望者に対して最新情報を毎週メール配信している。

また、平成26年2月から、facebook、twitter による情報発信を行っている。

4. 信書便事業への民間参入

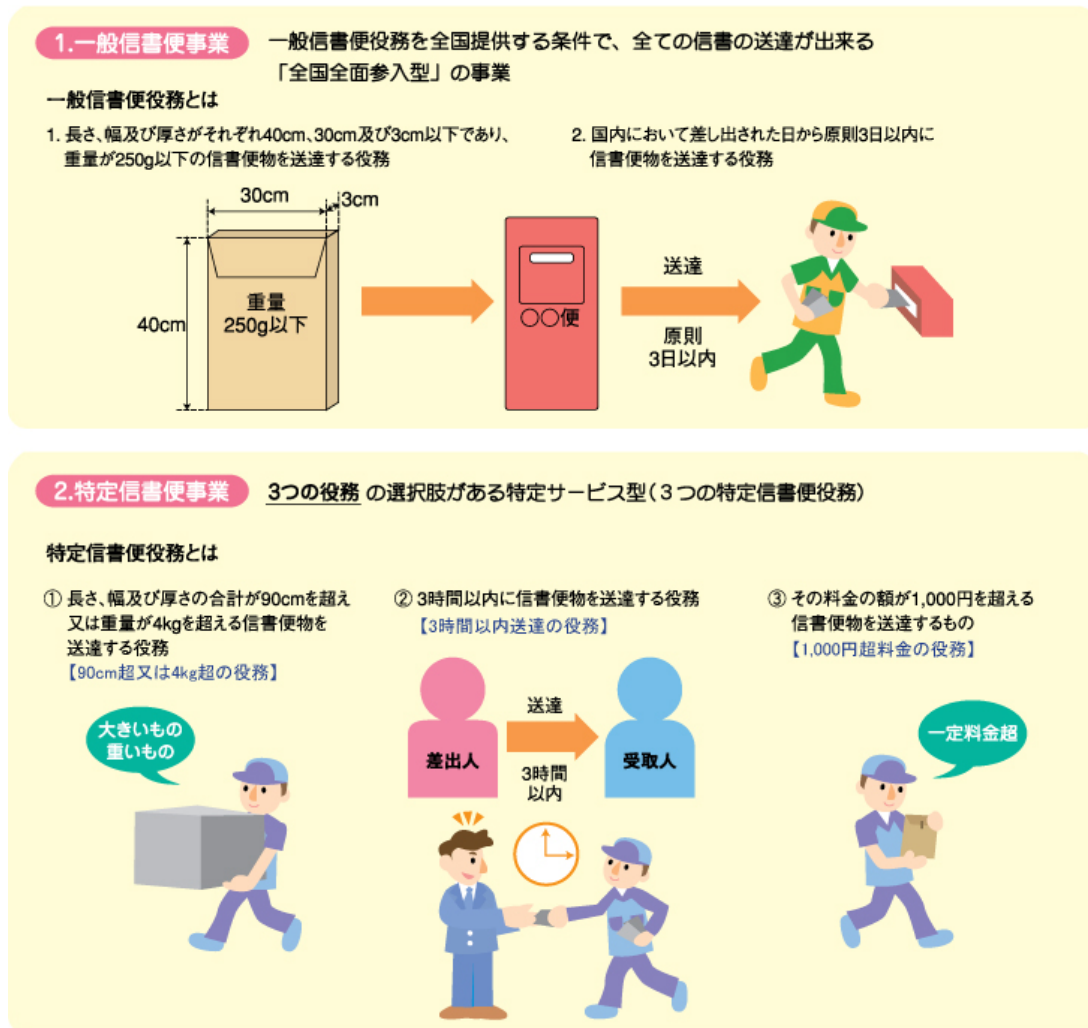
「信書」の送達については、平成15年4月から民間事業者による参入が認められ、許可を受けた民間事業者も信書の送達を事業として行うことが可能となった。この信書便事業は、「一般信書便事業(全国全面参入型)」と「特定信書便事業(特定サービス型)」の2つの事業類型があり、いずれも総務大臣の許可制となるが、特定信書便事業の参入許可等については、地方総合通信局長等が行うこととなっている。

平成25年度末現在、全国で412社が特定信書便事業の許可を受けて参入しており、東北管内でも15社が事業許可を受けている。

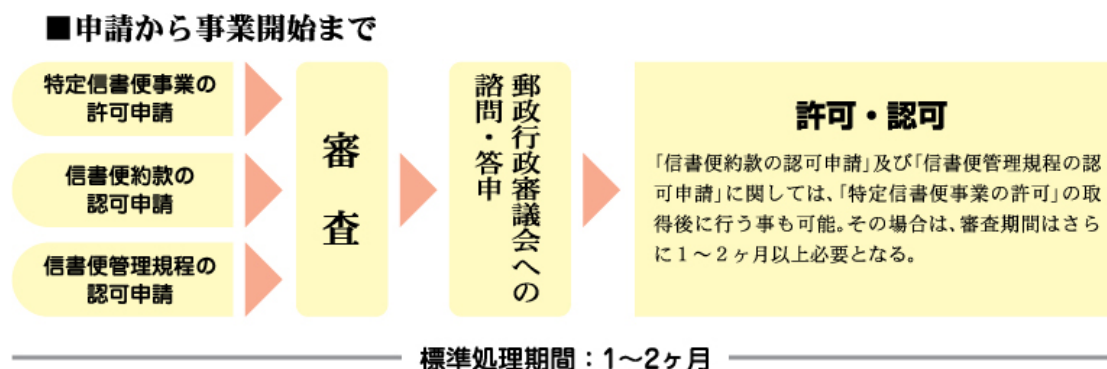
なお、全国において一般信書便事業への参入実績はない。

(1) 信書便事業の区分

- 信書便事業とは、信書(書状、請求書類等々)の送達する事業をいう。
- 信書便事業の種類は、大きく分けて「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類となる。



(2) 信書便事業の申請手続



(3) 信書に該当する文書等

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に定義されている。

「特定の受取人」：差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者

「意思を表示し、又は事実を通知する」：差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること

「文書」：文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（電磁的記録物は信書の送達には該当しない）

● 具体例

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
■書状 ■請求書の類 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、レセプト（診療報酬明細書） ■会議招集通知の類 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書 ■許可書の類 【類例】免許証、認定書、表彰状 ■証明書の類 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し、健康保険証、登記簿謄本 ■ダイレクトメール ・文書自体に受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書	■書籍の類 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター ■カタログ ■小切手の類 【類例】手形、株券 ■プリペイドカードの類 【類例】商品券、図書券 ■乗車券の類 【類例】航空券、定期券、入場券 ■クレジットカードの類 【類例】キャッシュカード、ローンカード ■会員カードの類 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード、住民基本台帳カード ■ダイレクトメール ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの